

# 参考資料

平成 22 年 2 月 12 日

内閣府経済社会システム担当

## 目 次

過去の「基本方針」、「改革と展望」等における財政健全化目標に関連した記述	1
過去の「基本方針」、「改革と展望」等における中長期の経済財政展望の手続きに関連した記述	9
国・地方の基礎的財政収支・財政収支の推移	12

## 過去の「基本方針」、「改革と展望」等における 財政健全化目標に関連した記述

・ 2001年（平成13年 6月26日閣議決定）  
「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針  
＜新世紀維新が目指すもの－日本経済の再生シナリオ＞」（抄）

### 4. 中長期の経済財政運営と平成14年度予算編成

平成14年度において、財政健全化の第一歩として、国債発行を30兆円以下に抑制することを目標とする。その後、プライマリーバランスを黒字にすることを目標として政策運営を行う。ただし、そのペースについては、マクロ経済の動向に十分注意を払いつつ進める。

#### 第1章 4. 財政構造改革

このため、まずは平成14年度予算で、国債発行を30兆円以下に抑えることを目標とし、その後、プライマリーバランスを黒字とすることを次の目標とするなど、本格的財政再建に取り組む必要がある。

#### 第4章 6. 地方財政の健全化への取組み

この場合、「14年度の国債発行を30兆円以下とすることを目標とし、歳出を徹底的に見直す」としている国の財政健全化への取組みと同様に、地方財政計画の歳出を徹底的に見直したうえで、所要の財源を確保して、地方財政の健全化を図る。

また、その後も、プライマリーバランスを黒字にすることを次の目標とする国の財政再建への取組みと歩を一にして、地方財政の健全化を進める。

#### 第5章 3. 改革を通じる中期目標（プライマリーバランス等）の達成

とりわけ、本格的な財政再建に取り組む際の中期目標として、まずは「プライマリーバランスを黒字にすること（過去の借金の元利払い以外の歳出は新たな借金に頼らないこと）」を目指すことが適切である。プライマリーバランスの意義として、第1に、これは、現在の行政サービスにかかる費用は、将来の世代に先送りすることなく現在の税収等で賄うということであり、世代間の公平を図る上で重要である。また、第2に、財政の中長期的な持続可能性を回復するためにも、プライマリーバランスを黒字にすることが、その前提となる。

#### 第6章 2. 平成14年度予算

また、経済財政諮問会議において、プライマリーバランスの黒字に向けた取組みをどのように進め、いつ頃までに達成するかなどを明確にするため、引き続き検討を行い、年内を目途に具体的な姿を示す。

・ 2002年（平成14年 1月25日閣議決定）  
「構造改革と経済財政の中期展望」（抄）

2.（3）強靱な経済、財政の実現

配分の重点化、諸制度の改革、さらには事務事業の効率化、PFIの活用などを中心とする財政構造改革を推進することにより、歳出の質を改善するとともに、歳出を抑制する。国と地方のこうした取組みを通じて簡素で効率的な政府を実現し、「改革と展望」期間中の政府の大きさ（一般政府の支出規模のGDP比）は現在の水準を上回らない程度とすることを目指す。また、受益と負担の関係についても引き続き検討を行うこととする。

（中略）

我が国の人口が2008年頃までには減少に転じること、2010年～2015年頃にかけて、これまで労働力人口の中核であったベビーブーム世代が年金受給者となることなどを考慮すれば、2010年代初頭にはプライマリーバランスを黒字化することが望まれる。

・ 2002年（平成14年 6月25日閣議決定）  
「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（抄）

第3部 4. 税制改革の進め方

「改革と展望」に基づき、2010年代初頭に国と地方を合わせたプライマリーバランスを黒字化させることを目指す。

そして、将来にわたって国民負担率の上昇を抑制することを目指す。

第5部 3. 平成15年度財政運営のあり方（2）歳出改革の加速

「改革と展望」に示された「政府の大きさ（一般政府の支出規模のGDP比）は現在の水準を上回らない程度とすることを目指す」との方針を踏まえ、一般歳出及び一般会計歳出全体について実質的に平成14年度の水準以下に抑制することを目標とする。

・ 2003年（平成15年 1月24日閣議決定）  
「改革と展望－2002年度改定」（抄）

3.（1）経済財政運営の基本方針

2006年度までの4年間、政府の大きさ（一般政府の支出規模のGDP比）は現在(2002年度)の水準を上回らない程度とすることを目指す。また、受益と負担の関係についても引き続き検討を行うこととする。

（中略）

2007年度以降も、それ以前と同程度の財政収支改善努力を行うことが重要である。こうした取組みと同時に民間需要主導の持続的成長を実現することにより、2010年代初頭におけるプライマリーバランスの黒字化を目指す。

・ 2003年（平成15年 6月27日閣議決定）  
「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（抄）

第1部 3.（3）将来世代に責任が持てる財政の確立

現行制度を維持する場合、公債残高の増加に伴う利払い費の増加、高齢化の進展による社会保障給付費の増加等により、今後、政府の規模は、趨勢的に増大していくこととなる。プライマリーバランスを黒字化する（過去の借金の元利払い以外の歳出は新たな借金に頼らない）など財政を健全化していくため、民間需要主導の持続的な経済成長を実現すると同時に、政府全体の歳出を国・地方が歩調を合わせつつ抑制することにより、例えば潜在的国民負担率で見て、その目途を50%程度としつつ、政府の規模の上昇を抑制する。

第3部 1.（2）中期的な経済財政運営の考え方

さらに、2007年度以降も、それ以前と同程度の財政収支改善努力を継続するとともに、民間需要主導の着実な成長を実現することにより、国と地方を合わせたプライマリーバランスを、2010年代初頭に黒字化することを目指す。

・ 2004年（平成16年 1月19日閣議決定）  
「構造改革と経済財政の中期展望－2003年度改定」（抄）

2.（歳出抑制の目標と基礎的財政収支）

2007年度以降も、それ以前と同程度の財政収支改善努力を行うと同時に民間需要主導の持続的成長を実現することにより、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指す。

3.（簡素で効率的な政府の実現に向けた歳出改革）

「改革と展望」に基づき、2006年度までの間、政府の大きさは2002年度の水準を上回らない程度を目指す。特別会計についても、事務・事業等の廃止・合理化、財政規律の向上に向け、聖域なく見直す。

・ 2004年（平成16年 6月 4日閣議決定）  
「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（抄）

第3部 1.（2）中期的な経済財政運営の在り方

歳出改革路線を堅持し、「改革と展望」に沿って、平成18年度（2006年度）までの政府の大きさ（一般政府の支出規模のGDP比）が平成14年度（2002年度）の水準を上回らない程度とすることを目指す。

（中略）

さらに、平成19年度（2007年度）以降も、それ以前と同程度の財政収支改善努力を行うと同時に民間需要主導の持続的成長を実現することにより、2010年代初頭における国と地方合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す。

- ・ 2005年（平成17年1月21日閣議決定）  
「構造改革と経済財政の中期展望－2004年度改定」（抄）

### 3.（4）歳出抑制の目標と基礎的財政収支

2006年度（平成18年度）までの間、政府の大きさ（一般政府の支出規模のGDP比）は2002年度（平成14年度）の水準を上回らない程度とすることを目指し、国・地方が歩調を合わせて歳出改革路線を堅持・強化することとしている。

（中略）

2007年度（平成19年度）以降も、それ以前と同程度の財政収支改善努力を行うと同時に民間需要主導の持続的成長を実現することにより、2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す。

- ・ 2005年（平成17年6月21日閣議決定）  
「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（抄）

### 第3章 1. 財政構造改革の強力な推進—歳出・歳入一体改革—

2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支（2005年度、対GDP比4%程度の赤字）の黒字化を目指す。

- ・ 2006年（平成18年1月20日閣議決定）  
「構造改革と経済財政の中期展望－2005年度改定」（抄）

### 3.（3）財政の健全化

政府としては、財政の健全化に向けて、引き続き政府の大きさを抑制するとともに、まずは、2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す。

- ・ 2006年（平成18年7月7日閣議決定）  
「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（抄）

### 第3章 1.（2）財政健全化の時間軸と目標

#### 財政健全化第Ⅱ期（2007年度～2010年代初頭）

（財政健全化の第一歩である基礎的財政収支黒字化を確実に実現）

- ・ 第Ⅰ期<sup>(※)</sup>と同程度の財政健全化努力を継続し、2011年度には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化する。
- ・ 財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指し、国・地方間のバランスを確保しつつ、財政再建を進める。
- ・ 地方については、国と歩調を合わせた抑制ペースを基本として歳出削減を行いつつ、歳入面では一般財源の所要総額を確保することにより、黒字基調を維持

する。

(※) 小泉内閣の財政健全化 (2001～06年度)

### 財政健全化第Ⅲ期 (2010 年代初頭～2010 年代半ば)

(持続可能な財政とすべく、債務残高GDP比の発散を止め、安定的引下げへ)

- ・ 基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、国、地方を通じ収支改善努力を継続し、一定の黒字幅を確保する。その際、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを確保する。
- ・ 国についても、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す。

・ 2007年 (平成19年 1月25日閣議決定)

「日本経済の進路と戦略～新たな「創造と成長」への道筋～」(抄)

### 第3章 (4) 21世紀にふさわしい行財政システムの構築に向けて

(i) 歳出・歳入一体改革の推進

(2011年度 (平成23年度) に向けて)

「成長なくして財政再建なし」の理念の下、経済成長を維持しつつ、国民負担の最小化を第一の目標に、今後5年間で「基本方針2006」で示された歳出改革の内容を計画的に実施する。それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにする。こうした取組を進め、まずは2011年度 (平成23年度) には、国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化させる。

財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指し、国・地方間のバランスを確保しつつ、財政再建を進める。

地方については、国と歩調を合わせた抑制ペースを基本として歳出削減を行いつつ、歳入面では一般財源の所要総額を確保することにより、黒字基調を維持する。

(2010年代半ばに向けて)

国・地方の基礎的財政収支が黒字化する場合においても、利払いを含む財政収支は依然として大幅な赤字と見込まれるなど、財政健全化はまだ道半ばであり、世代間の公平の観点等にも留意しつつ、確実に財政健全化を進めていく必要がある。

2010年代半ばにかけては、基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、国、地方を通じ収支改善努力を継続し、一定の黒字幅を確保する。その際、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを確保する。国についても、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す。

・ 2007年（平成19年6月19日閣議決定）  
「経済財政改革の基本方針2007～「美しい国」へのシナリオ～」(抄)

### 第3章 1. 歳出・歳入一体改革の実現

こうした取組を進め、2011年度における基礎的財政収支の黒字化や、2010年代半ばに向けての債務残高GDP比の安定的な引下げなど、「進路と戦略」に定められた中期的な財政健全化の目標を確実に達成する。

・ 2008年（平成20年1月18日閣議決定）  
「日本経済の進路と戦略－開かれた国、全員参加の成長、環境との共生－」(抄)

### 第4章（1）歳出・歳入一体改革の着実な推進

#### （1）歳出・歳入一体改革の着実な推進

（基礎的財政収支の黒字化の確実な達成）

財政健全化に向け、安定した成長を図るとともに、「基本方針2006」及び「基本方針2007」を堅持する。歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」、「基本方針2007」に則り、削減を行う。それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにする。

こうした取組を進め、まずは2011年度（平成23年度）には、国・地方の基礎的財政収支の黒字化を確実に達成する。

財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指し、国・地方間のバランスを確保しつつ、財政再建を進める。地方については、国と歩調を合わせた抑制ペースを基本として歳出削減を行いつつ、歳入面では一般財源の所要総額を確保することにより、黒字基調を維持する。

（債務残高GDP比の安定的引下げに向けて）

国・地方の基礎的財政収支が黒字化する場合においても、利払いを含む財政収支は依然として大幅な赤字と見込まれるなど、財政健全化はまだ道半ばであり、世代間の公平の観点等にも留意しつつ、確実に財政健全化を進めていく必要がある。

2010年代半ばにかけては、基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、国、地方を通じ収支改善努力を継続し、一定の黒字幅を確保する。その際、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを確保する。国についても、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す。

上記の目標の具体化について、今後、経済財政諮問会議において検討を行う。



・ 2008年（平成20年6月27日閣議決定）  
「経済財政改革の基本方針2008～開かれた国、全員参加の成長、環境との共生～」(抄)

#### 第4章 3. 歳出・歳入一体改革の推進

財政健全化に向け、安定した成長を図るとともに、「基本方針2006」及び「基本方針2007」を堅持し、歳出・歳入一体改革を徹底して進めることにより、まずは2011年度には、国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化させ、さらに、2010年代半ばにかけては、債務残高GDP比を安定的に引き下げるなど、「進路と戦略」に定められた中期的な財政健全化の目標を確実に達成する。

・ 2009年（平成21年1月19日閣議決定）  
「経済財政の中長期方針と10年展望」(抄)

#### 第1章 3. 財政健全化に向けて (基礎的財政収支の動向)

世界的な金融危機と経済悪化を受けて、我が国経済及び税収は想定外のペースで落ち込んでおり、当面も予断を許さない状況が続く可能性が高い。

また、2011年度（平成23年度）までの黒字化達成の前提とされていた歳入改革については、社会保障と税の一体的改革などの観点から検討を行ってきたところであるが、今日までは実施には至らず、今後、「中期プログラム」に従って、2010年代半ばまでに段階的に行っていくこととなっている。

こうした状況の下、我が国の財政収支は急激に悪化しており、2011年度（平成23年度）までに国・地方の基礎的（初期的）財政収支を黒字化させるとの目標の達成は困難になりつつある。

#### (財政健全化目標について)

基礎的（初期的）財政収支の黒字化は、「持続可能な財政」に向けた「一里塚」であり、過去に前例のない不透明な内外経済状況に弾力的に対応しつつも、できる限り早期に達成することが必要である。

しかしながら、経済情勢が極めて流動的・不透明な中では、一定の確度を持って見通すことは困難であることから、当面、財政規律の観点から、現行の努力目標の下で、景気回復を最優先としつつ、財政健全化の取組を進める。急変する世界経済の状況等により目標達成時期が遅れる場合であっても、その遅れをできる限り短くするよう、財政健全化に取り組む。

また、国・地方の債務残高対GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを確保することは、財政の持続可能性を確保する上で極めて重要な規準である。団塊世代がすべて年金受給者となる2010年代半ばまでにこれを達成すると目標に向けて、適切な経済財政運営を行っていく。

・ 2009年（平成21年6月23日閣議決定）  
「経済財政改革の基本方針2009」（抄）

## 第1章 4.（2）財政健全化と安心社会実現

金融危機後の世界各国の財政状況の悪化から、国際的な長期金利の上昇傾向が見られる中、我が国財政の持続可能性を確保し財政硬直化についてのリスクを最小化しつつ、安心社会を実現するためには、我が国財政について健全化への中長期的な取組姿勢を市場からの信頼に足る形で明確に示すことが不可欠である。また、そのための財源は、具体性・持続性・安定性を兼ね備える必要がある。以下を基本方針として、財政健全化と安心社会実現に向けて取り組む。

- ① 行政の無駄を不断に削減することは当然であり、徹底した行政改革と歳出改革は継続する。ただし、経済危機的状況に照らし、果断な対応は適時適切に図る。
- ② 「中期プログラム」と「平成21年度税制改正法」附則の税制の抜本改革の規定に則って、社会保障の機能強化と安定財源確保を着実に具体化する。
- ③ 安心社会を実現するための雇用を軸とした新規施策（雇用・生活セーフティネット、職業訓練、教育等の分野における新規施策）については、「安定財源なくして制度改正なし」との原則に立って、税制抜本改革や歳出歳入改革の中で、所要の財源を確保する。

## 第4章 2. 財政健全化目標

「短期は大胆、中期は責任」との方針の下、経済成長や社会保障制度を持続可能なものとするため、以下の目標を掲げ、財政健全化の取組を進める。

- ・ 財政の持続可能性を確保するため、財政健全化目標の基本として国・地方の債務残高対GDP比を位置付け、これを2010年代半ばにかけて少なくとも安定化させ、2020年代初めには安定的に引き下げる。
- ・ このため、今後10年以内に国・地方のプライマリー・バランス黒字化の確実な達成を目指す。さらに、我が国の債務残高が他国に類例を見ないほどの高い水準にあることから、利払い費を含む財政収支の均衡を視野に入れて、収支改善努力を続ける。
- ・ 当面の経済財政運営に当たっては、まずは景気を回復させ、5年を待たずに国・地方のプライマリー・バランス赤字（景気対策によるものを除く）の対GDP比を少なくとも半減させることを目指すが、この目標については、現下の世界経済等の流動的要素にかんがみ、時宜に応じた検証を行う。

## 過去の「基本方針」、「改革と展望」等における 中長期の経済財政展望の手續きに関連した記述

- ・ 2001年（平成13年6月26日閣議決定）  
「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（抄）

### 第5章 経済財政の中期見通しと政策プロセスの改革

#### 2. 中期的な経済財政計画の策定と予算編成プロセスの刷新

##### (1) 中期的な経済財政計画の策定

財政は、各年の経済や財政状況に応じて適切に運営されねばならず、これまでも毎年度そのような努力がなされてきた。その時々状況の下では必要なものであったが、振り返ってみると近年の経済財政運営はかなり振幅の大きなものとなっている。今後経済財政運営に当たっては経済財政の中長期的なビジョンを示し、それと整合的な形で、毎年の経済運営や予算のあり方を決定していくことが望ましい。このため、中期的な経済財政計画を策定し、毎年の経済財政動向を踏まえて毎年度改定していくこととする。

なお、中長期的な経済財政のビジョンの策定に当たっては、経済と財政の整合的な姿を描くとの観点から、多様な手段の一つとして財政も含むマクロ経済モデルを活用して検討を行う。

- ・ 2002年（平成14年1月25日閣議決定）  
「構造改革と経済財政の中期展望」（抄）

#### はじめに

（「改革と展望」の性格と役割）

「改革と展望」に盛り込まれた政策は、政府として実行すべきものである。また、政府部門に関する目標は、その時々経済財政状況を踏まえつつ、政府としてその実現に努めるべきものである。民間部門に関する数値等は、一定の政策を前提とした将来展望である。

「改革と展望」の役割は、経済財政の中期ビジョンを示し、短期と中期の経済財政政策の整合性を確保すること、財政・社会保障の中長期的な持続可能性を提示すること、経済財政政策の合理性などについての説明責任を果たすことである。

・ 2007年（平成19年 1月25日閣議決定）  
「日本経済の進路と戦略～新たな「創造と成長」への道筋～」（抄）

はじめに

（「進路と戦略」の役割）

「進路と戦略」は、日本が目指すべき経済社会の姿と、それを実現するための今後の経済財政運営の中期的な方針を示すものであり、政府の政策全体に一貫した方向性を与え、整合性のとれたものとする役割を果たす。また、政府として国民に対する説明責任を果たすとともに、民間部門が経済活動を行う際の判断材料となることが期待される。

なお、「進路と戦略」の決定により、「改革と展望」は廃止される。

（中略）

（「進路と戦略」の改定）

経済や財政の状況変化や新たな政策対応の必要性等に適切に対応するため、「進路と戦略」は、目標、政策対応、展望の見直しを含め、毎年度改定していくこととする。その際、P D C A サイクル（目標—実行—評価—反映）強化の観点から、前年度からの経済、財政の状況変化やその影響等についての分析を行い、改定に盛り込むこととする。

（政府の諸計画等との連携）

今後、政府が策定する中期の計画等（国土形成計画、社会資本整備重点計画等の公共事業関係計画、地方分権改革推進計画、道州制ビジョン、イノベーション25等）については、特に、「進路と戦略」と整合的なものとする必要がある。

第3章「新成長経済」の実現に向けた戦略—新たな「創造と成長」への道筋—

（4）21世紀にふさわしい行財政システムの構築に向けて

（ii）「進路と戦略」による中期目標の達成

（中略）

- ① 各年度の予算（補正予算を含む。）が中期目標の実現に向けた歳出改革の計画的な実施と整合的であるか否かを、予算編成の要所（例えば、「予算の全体像」策定時、予算編成時等）において点検する。
- ② 2011年度（平成23年度）に国・地方の基礎的財政収支を黒字化するために必要な「要対応額」、歳出削減の内容の実行状況、国と地方の基礎的財政収支の推移等について分析を示す。
- ③ また、「進路と戦略」の改定に合わせて、中期目標の達成を念頭に置きつつ、将来に向けた財政の姿を試算し、これを必要に応じて「予算の全体像」の際にも改定する。また毎年「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」において、それまでの実績等を踏まえたその後の歳出改革の内容について、必要な検証・見直しを行う。

こうした定期的な点検を通じて、安易な歳出増を避け、財政規律を維持することにより中期目標を確実に達成する。

- ・ 2007年（平成19年6月19日閣議決定）  
「経済財政改革の基本方針2007～「美しい国」へのシナリオ～」(抄)

### 第3章 21世紀型行財政システムの構築

#### 3. 予算制度改革

##### (2) 中期目標との整合性

「進路と戦略」に沿って、各年度の予算が財政健全化の中期目標と整合的であるかどうかを、「予算の全体像」策定時など、予算編成の要所において確認する。

また、公共事業等の各種中期計画については、「進路と戦略」や毎年度の「基本方針」と整合的なものとする必要がある。

- ・ 2009年（平成21年1月19日閣議決定）  
「経済財政の中長期方針と10年展望」(抄)

#### 補 今後10年の経済財政展望

世界経済の混乱や、株式・為替市場の大幅な変動など、経済の先行きについては、不確実性が極めて高い。また、世界経済が大きく変動し、長期にわたる構造的な潮流変化も生じており、中長期の経済財政の姿を展望するには、様々なリスクがある。そうした中で、今後10年程度を見通した様々な経済財政展望のシナリオを検討することは、今後の道筋の確認と政策の選択の参考となると考えられる。経済財政展望のシナリオについては、経済財政の動向を踏まえ、定期的に検証を行う。

## 国・地方の基礎的財政収支・財政収支の推移

平成22年2月5日公表

年度	基礎的財政収支		財政収支	
	実額(兆円)	対GDP比(%)	実額(兆円)	対GDP比(%)
1990(平成2)	11.9	2.6	▲0.5	▲0.1
1991(平成3)	10.7	2.3	▲1.9	▲0.4
1992(平成4)	▲3.3	▲0.7	▲16.3	▲3.4
1993(平成5)	▲11.1	▲2.3	▲24.6	▲5.1
1994(平成6)	▲15.8	▲3.2	▲30.0	▲6.1
1995(平成7)	▲19.8	▲4.0	▲34.3	▲6.9
1996(平成8)	▲18.5	▲3.6	▲33.3	▲6.5
1997(平成9)	▲14.9	▲2.9	▲29.6	▲5.8
1998(平成10)	▲24.2	▲4.8	▲39.0	▲7.7
1999(平成11)	▲30.1	▲6.0	▲44.5	▲8.9
2000(平成12)	▲23.2	▲4.6	▲36.8	▲7.3
2001(平成13)	▲21.8	▲4.4	▲34.0	▲6.9
2002(平成14)	▲28.0	▲5.7	▲39.5	▲8.1
2003(平成15)	▲28.4	▲5.7	▲39.1	▲7.9
2004(平成16)	▲20.5	▲4.1	▲29.7	▲6.0
2005(平成17)	▲14.8	▲2.9	▲23.0	▲4.6
2006(平成18)	▲9.2	▲1.8	▲17.2	▲3.4
2007(平成19)	▲6.4	▲1.2	▲14.0	▲2.7
2008(平成20)	▲16.1	▲3.3	▲24.3	▲4.9
2009(平成21)	▲40.6	▲8.6	▲50.8	▲10.7
2010(平成22)	▲33.5	▲7.1	▲44.8	▲9.4

(備考) 平成2年度～平成20年度は内閣府「国民経済計算」(平成12年度基準)により作成。

平成21、22年度については内閣府推計値。

(注) 平成10年度は国鉄長期債務及び国有林野累積債務承継の影響、17年度は道路関係四公団の民営化に伴う資産・負債承継の影響  
18年度及び20年度は財政投融资特別会計(18年度においては財政融資資金特別会計)から国債整理基金特別会計または  
一般会計への繰入れを除いている。

平成21年度及び22年度は、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計への繰入れ等を控除している。